

# 住宅ローン

商品名	<b>舞・Home 21 《自由自在》</b> <b>保証会社：一般社団法人しんきん保証基金</b>
ご利用いただける方	<p>○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくは<b>かわしんの営業地区</b>をご覧ください。）          ※融資残高(貸越契約がある場合は極度額を含みます)が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっております。</p> <p>○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</p> <p>○お申込時およびお借入時の年齢が満20歳以上70歳未満で完済時満80歳以下の方</p> <p>○団体信用生命保険に加入できる方（保険料は当金庫負担）          ※加入できない方は、法定相続人1名を連帯保証人としていただきます。</p> <p>○個人信用情報照会で事故のない方</p> <p>○反社会的勢力に該当しない方</p> <p>○現勤務先に1年（会社役員は3年）以上勤務または同一場所で同一業種を3年以上営業されている方</p> <p>○前年年収が100万円以上あり安定継続した収入のある方</p>
お使用みち	<p>○ご本人が所有しご本人およびご家族がお住まいになる住宅の新築・購入資金、マンション購入資金、住宅の増改築・修繕資金、中古住宅（マンションを含みます）購入資金、住宅用土地購入資金、住宅ローン借換資金等</p>
ご融資金額	<p>○100万円以上8,000万円以内（1万円単位）</p> <p>○借地の場合は、100万円以上3,000万円以内(1万円単位)</p>
ご融資期間	<p>○建物の種類（一戸建住宅・マンション） および新築・中古にかかわらず、下記の融資期間にて取扱うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借地以外の場合：1年以上35年以内</li> <li>・借地の場合：1年以上30年以内</li> </ul> <p>※借地権付住宅は、借地契約期間(残存期間)により、ご融資期間が30年より短くなる場合があります。</p>
ご融資利率	<p>○次の変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）のいずれかをお選びいただけます。</p> <p>①変動金利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の「住宅ローン基準利率(以下「基準利率」といいます。)」を基準とする融資利率を適用します。</li> <li>・ご融資後の融資利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行い、融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、前回基準日と今回基準日の基準利率の差額により算出し、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日より適用します。</li> <li>・毎回返済額は、融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に融資利率の変更があっても変更しません。融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎回返済額を変更する場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して新返済額を定めます。ただし、利率が大幅に上昇し返済額が増額となる場合でも、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。</li> </ul> <p>当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、一括返済が困難な場合には期日までにお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利に変更した場合（20年固定型のお取扱いにはできません。）、融資利率は変更時の所定利率となり、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。</li> </ul> <p>②固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫所定方式で毎月決定する利率を適用します。</li> <li>・固定金利をご選択いただいた方は、固定金利適用期間中の融資利率の変更はありませんのでご返済額は一定となります。</li> <li>・固定金利適用期間終了時には、変動金利または固定金利（20年固定型のお取扱いにはできません。）のいずれかをお選びいただけます。融資利率は変更時の所定利率となりますので、当初の融資利率とは異なる可能性があります。また、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。</li> </ul>
ご返済方法	<p>○元利均等返済(元金均等返済の取扱いにはできません。)</p> <p>※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内となります。）</p>
保証人 担保 火災保険	<p>○一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただけます。</p> <p>○保証人は原則不要ですが、不動産の共有がある場合、所得合算がある場合、団体信用生命保険不加入等の場合必要です。</p> <p>○当金庫に対し不動産を担保として差し入れていただきます。※建築基準法に違反した建物の場合はお取扱できません。</p> <p>○定期借地権のお取扱いにはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災保険は融資期間満了日までの長期火災保険（最長10年、保険料一括払）とし、保険金額は建物の時価としてご加入いただきます。質権設定が必要となる場合もございます。</li> </ul>

<p>団 体 信 用 生 命 保 険</p>	<p>○加入者が万一死亡または所定の高度障害になった場合に保険金によりローンの残債が返済される当金庫所定の「団体信用生命保険」にご加入いただけます。お客さまの選択により、死亡・所定の高度障害に加え、3大疾病(悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し所定の状態になった場合も保険金の対象となる「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」に加入することもできます。</p> <p>○「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」はお借り入れ時点で満50歳以下の方に限らせていただき、加入期間は75歳までとなります。「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」に加入される場合は、死亡・所定の高度障害のみが保険金の対象となる「団体信用生命保険」に加入される場合より融資利率が年0.3%上乘せとなります。</p> <p>○当該保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。</p> <p>○詳しくは団体信用生命保険申込書兼告知書裏面の「団体信用生命保険のご説明」をご覧ください。</p>
<p>保 証 料 手 数 料 ※手数料は 消 費 税 込</p>	<p>○保証料 保証料の支払方法は一括払型と毎月払型があります。</p> <p>①一括払型：融資実行時に保証会社へ保証料をお支払いいただきます。詳しくは<a href="#">住宅ローン保証料表</a>をご覧ください。</p> <p>②毎月払型：毎月お支払いいただく金利の中から当金庫が保証会社へ保証料を支払います。 融資利率は保証料一括払型より、住宅プランAで年0.08%、住宅プランBで年0.15%、住宅プランCで年0.25%、住宅プラン借換2000で年0.20%の上乗せとなります。</p> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産担保事務取扱手数料 1案件 5千万円以下 54,000円 1案件 5千万円超8千万円以下 75,600円</li> <li>※担保に差し入れていただく不動産の所在地が神奈川県・東京都以外の場合、別途遠隔地手数料 32,400円をお支払いいただきます。(旅費交通費等の担保管理に必要な費用を、都度いただきます。)</li> <li>※担保に差し入れていただく不動産が共同担保により法務局の管轄が複数にまたがる場合、別途共同担保手数料(2法務局目から1法務局ごとに10,800円)をお支払いいただきます。</li> <li>・住宅ローン金利変更手数料 5,400円 金利引下げの時などにお支払いいただきます。</li> <li>・住宅ローン変更手数料 5,400円 固定金利適用期間終了時に変動金利または固定金利(2年・3年・5年・10年)をご選択いただく時、または、変動金利から固定金利(2年・3年・5年・10年)に変更する時、返済方法等の条件変更の時にお支払いいただきます。</li> <li>・繰上返済手数料 5,400円 ※保証料一括払型で繰上返済等を行った場合、その都度、ご融資時に一括してお支払いいただいた保証料のうち、保証会社所定の利率・計算方法・支払方法により戻し保証料の返戻があります。ただし、戻し保証料が手数料金額に満たない等、計算の結果により返戻がない場合もあります。</li> <li>・その他変更手数料 5,400円(不動産担保に関する変更は10,800円)</li> </ul>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)に営業店またはリスク統括部(午前9時~午後5時、電話番号:0120-119-034)にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話番号:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話番号:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話番号:03-3581-2249)、神奈川県弁護士会(電話番号:045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)に、上記リスク統括部または全国しんさん相談所(午前9時~午後5時、電話番号03-3517-5825)、関東地区しんさん相談所(午前9時~午後5時、電話番号:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんさん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>ご用意いただく書類については、<a href="#">住宅ローンお申し込み</a>、<a href="#">ご融資時に必要な書類</a>をご覧ください。</p>

☆ 当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては、窓口にお問い合わせください。

# 住宅ローン

商 品 名	<b>舞・Home 21 《自由自在》</b> <b>保証会社：全国保証株式会社</b>									
ご利用 いただける方	<p>○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくは<a href="#">かわしんの営業地区</a>をご覧ください。）          ※融資残高が(貸越契約が有る場合は極度額を含みます)700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。</p> <p>○全国保証株式会社の保証が受けられる方</p> <p>○お借入時の年齢と完済時の年齢は加入される団体信用生命保険により異なります。</p> <table border="1" data-bbox="368 360 1243 472"> <thead> <tr> <th>団信の種類</th> <th>申込時年齢および実行時年齢</th> <th>完済時年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般団信</td> <td>満20歳以上 満65歳未満</td> <td>満80歳の誕生日の前月末</td> </tr> <tr> <td>3大疾病団信</td> <td>満20歳以上 満50歳未満</td> <td>満75歳の誕生日の前月末</td> </tr> </tbody> </table> <p>○団体信用生命保険に加入できる方（保険料は当金庫負担）</p> <p>○個人信用情報照会で事故のない方</p> <p>○反社会的勢力に該当しない方</p> <p>○現勤務先に1年（会社役員は経営法人の通年決算2期以上）以上勤務または自営業の方は通年決算2期以上の方          ※ご親族が経営される会社に勤務されている方は1年以上勤務かつ勤務されている法人の決算2期以上となります。</p> <p>○前年年収が100万円以上あり安定継続した収入のある方</p>	団信の種類	申込時年齢および実行時年齢	完済時年齢	一般団信	満20歳以上 満65歳未満	満80歳の誕生日の前月末	3大疾病団信	満20歳以上 満50歳未満	満75歳の誕生日の前月末
団信の種類	申込時年齢および実行時年齢	完済時年齢								
一般団信	満20歳以上 満65歳未満	満80歳の誕生日の前月末								
3大疾病団信	満20歳以上 満50歳未満	満75歳の誕生日の前月末								
お 使 い み ち	<p>○ご本人が所有しご本人およびご家族がお住まいになる住宅の新築・購入資金、マンション購入資金、住宅の増改築・修繕資金、中古住宅（マンションを含みます）購入資金、住宅用土地購入資金等          ※住宅ローンの借換資金のお取扱いにはできません。</p>									
ご 融 資 金 額	<p>○100万円以上1億円以内（1万円単位）</p>									
ご 融 資 期 間	<p>○2年以上35年以内          ※建物の種類（一戸建住宅・マンション）および新築・中古にかかわらず、上記期間にて取扱うことができます。</p>									
ご 融 資 利 率	<p>○次の変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）のいずれかをお選びいただけます。</p> <p>①変動金利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫の「住宅ローン基準利率(以下「基準利率」といいます。)」を基準とする融資利率を適用します。</li> <li>ご融資後の融資利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行い、融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、前回基準日と今回基準日の基準利率の差額により算出し、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日より適用します。</li> <li>毎回返済額は、融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に融資利率の変更があっても変更しません。融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎回返済額を変更する場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して新返済額を定めます。ただし、利率が大幅に上昇し返済額が増額となる場合でも、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、一括返済が困難な場合には期日までにお申し出ください。</li> <li>固定金利に変更した場合（20年固定型のお取扱いにはできません。）、融資利率は変更時の所定利率となり、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。</li> </ul> <p>②固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫所定方式で毎月決定する利率を適用します。</li> <li>固定金利をご選択いただいた方は、固定金利適用期間中の融資利率の変更はありませんので返済額は一定となります。</li> <li>固定金利適用期間終了時には、変動金利または固定金利（20年固定型のお取扱いにはできません。）のいずれかをお選びいただけます。融資利率は変更時の所定利率となりますので、借入当初の融資利率とは異なる可能性があります。また、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。</li> </ul>									
ご 返 済 方 法	<p>○元利均等返済(元金均等返済の取扱いにはできません。)          ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内となります。</p>									
保 証 人 担 保 火 災 保 険	<p>○全国保証株式会社の保証をご利用いただけます。</p> <p>○保証人は原則不要ですが、不動産の共有がある場合、所得合算がある等の場合は必要です。</p> <p>○当金庫に対し不動産を担保として差し入れていただきます。          ※建築基準法に違反した建物の場合はお取扱できません。</p> <p>○定期借地権のお取扱いにはできません。</p> <p>○火災保険は融資期間満了日までの長期火災保険（最長10年、保険料一括払い）とし、保険金額は建物の時価としてご加入いただきます。質権設定が必要となる場合もございます。</p>									

<p>団 体 信 用 生 命 保 険</p>	<p>○加入者が万一死亡または所定の高度障害になった場合に保険金によりローンの残債が返済される全国保証が指定する「団体信用生命保険」にご加入いただけます。お客さまの選択により、死亡・所定の高度障害に加え、3大疾病（悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態になった場合も保険金の対象となる「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」に加入することもできます。</p> <p>○「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」はお借入れ時点で満50歳未満の方に限らせていただき、加入期間は75歳の誕生日の前月末までとなります。</p> <p>○「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」に加入される場合は、死亡・所定の高度障害のみが保険金の対象となる「団体信用生命保険」に加入される場合より融資利率が年0.3%上乗せとなります。</p> <p>○当該保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。</p> <p>○詳しくは団体信用生命保険申込書兼告知書裏面の「団体信用生命保険のご説明」をご覧ください。</p>
<p>保 証 料 手 数 料 ※手数料は 消費税等込</p>	<p>○保証料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証料は担保評価額の100%以内の通常保証料と100%超過部分の超過保証料があり、保証料が異なります。</li> <li>保証料の支払方法は一括払型と毎月払型があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一括払型：融資実行時に保証会社に保証料をお支払いいただきます。 詳しくは<a href="#">住宅ローン保証料表</a>をご覧ください。</li> <li>② 毎月払型：毎月お支払いいただく金利の中から当金庫が保証会社に保証料を支払います。 融資利率は保証料一括払型より、Aコースで年0.08%、Bコースで年0.15%、Cコースで年0.20%、Dコースで年0.30%、Eコースで年0.40%の上乗せとなります。</li> </ul> </li> </ul> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証会社事務手数料 1案件 54,000円</li> <li>不動産担保事務取扱手数料 1案件 5千万円以下 54,000円 1案件 5千万円超1億円以下 75,600円 ※担保に差し入れていただく不動産の所在地が神奈川県・東京都以外の場合、別途遠隔地手数料 32,400円をお支払いいただきます。（旅費交通費等の担保管理に必要な費用を都度、いただきます） ※担保に差し入れていただく不動産が共同担保により法務局の管轄が複数にまたがる場合、別途共同担保手数料（2法務局目から1法務局ごとに10,800円）をお支払いいただきます。</li> <li>住宅ローン金利変更手数料 5,400円 金利引下げの時などにお支払いいただきます。</li> <li>住宅ローン変更手数料 5,400円 固定金利適用期間終了時に変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年）をご選択いただく時、または、変動金利から固定金利（2年・3年・5年・10年）に変更する時、返済方法等の条件変更の時にお支払いいただきます。</li> <li>繰上返済手数料 5,400円 ※保証料一括払型で繰上返済等を行った場合、その都度、ご融資時にご一括してお支払いいただいた保証料のうち、保証会社所定の利率・計算方法・支払方法により戻し保証料の返戻があります。ただし、戻し保証料が手数料金額に満たない等により、計算の結果により返戻がない場合もあります。</li> <li>その他変更手数料 5,400円（不動産担保に関する変更は10,800円）</li> </ul>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>ご用意いただく書類については、<a href="#">住宅ローンお申し込み</a>、<a href="#">ご融資時に必要な書類</a>をご覧ください。</p>

☆ 当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては、窓口にお問い合わせください。

# 住宅ローン

商 品 名	<b>舞・Home 21 《自由自在》</b> <b>保証会社：みずほ信用保証株式会社</b>
ご利用 いただける方	<p>○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくは<a href="#">かわしんの営業地区</a>をご覧ください。）          ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。</p> <p>○みずほ信用保証株式会社の保証が受けられる方</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上60歳以下で完済時満80歳以下の方</p> <p>○団体信用生命保険に加入できる方（保険料は当金庫負担）          ※加入できない方は、法定相続人1名を連帯保証人としていただきます。</p> <p>○個人情報照会照会で事故のない方</p> <p>○反社会的勢力に該当しない方</p> <p>○現勤務先に1年（会社役員は3年）以上勤務または同一場所で同一業種を3年以上営業されている方</p> <p>○前年年収が200万円以上あり安定継続した収入のある方</p>
お 使 い み ち	○ご本人が所有しご本人およびご家族がお住まいになる住宅の新築・購入資金、マンション購入資金、住宅の増改築・修繕資金、中古住宅（マンションを含みます）購入資金、住宅用土地購入資金、住宅ローン借換資金等
ご 融 資 金 額	○100万円以上5,000万円以内（10万円単位）
ご 融 資 期 間	○35年以内（1年単位） ※建物の種類、（一戸建住宅・マンション）および新築・中古にかかわらず、上記期間にて取扱うことができます。
ご 融 資 利 率	<p>次の変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）のいずれかをお選びいただけます。</p> <p>①変動金利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の「住宅ローン基準利率(以下「基準利率」といいます。)」を基準とする融資利率を適用します。</li> <li>・ご融資後の融資利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行い、融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、前回基準日と今回基準日の基準利率の差額により算出し、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日より適用します。</li> <li>・毎回返済額は、融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に融資利率の変更があっても変更しません。融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎回返済額を変更する場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して新返済額を定めます。ただし、利率が大幅に上昇し返済額が増額となる場合でも、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、一括返済が困難な場合には期日までにお申し出ください。</li> <li>・固定金利に変更した場合（20年固定型のお取扱いはできません。）、融資利率は変更時の所定利率となり、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。</li> </ul> <p>②固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫所定方式で毎月決定する利率を適用します。</li> <li>・固定金利をご選択いただいた方は、固定金利適用期間中の融資利率の変更はありませんので返済額は一定となります。</li> <li>・固定金利適用期間終了時には、変動金利または固定金利（20年固定型のお取扱いはできません。）のいずれかをお選びいただけます。融資利率は変更時の所定利率となりますので、借入当初の融資利率とは異なる可能性があります。また、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。</li> </ul>
ご 返 済 方 法	○元利均等返済(元金均等返済の取扱いはできません。) ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内となります。
保証人・担保 火 災 保 険	<p>○みずほ信用保証株式会社の保証をご利用いただけます。</p> <p>○保証人は原則不要ですが、不動産の共有がある場合、所得合算がある場合、団体信用生命保険不加入等の場合は必要です。</p> <p>○みずほ信用保証株式会社に対し不動産を担保として差し入れていただきます。          ※建築基準法に違反した建物の場合はお取扱できません。</p> <p>○定期借地権のお取扱いはできません。</p> <p>○火災保険は融資期間満了日までの長期火災保険（最長10年、保険料一括払）とし、保険金額は建物の時価としていただきます。質権設定が必要となる場合もございます。</p>
団 体 信 用 生 命 保 険	<p>○加入者が万一死亡または所定の高度障害になった場合に保険金によりローンの残債が返済される当金庫所定の「団体信用生命保険」にご加入いただけます。お客さまの選択により、死亡・所定の高度障害に加え、3大疾病（悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態になった場合も保険金の対象となる「3大疾病保証特約付団体信用生命保険」に加入することもできます。</p> <p>○「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」はお借り入れ時点で満50歳以下の方に限らせていただき、加入期間は75歳までとなります。</p>

	<p>○「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」に加入される場合は、死亡・所定の高度障害のみが保険金の対象となる「団体信用生命保険」に加入される場合より融資利率が年0.3%上乘せとなります。</p> <p>○当該保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。</p> <p>○詳しくは団体信用生命保険申込書兼告知書裏面の「団体信用生命保険のご説明」をご覧ください。</p>
保証料 手数料 ※手数料は 消費税等込	<p>○保証料 保証料の支払方法は一括払型のみとなります。融資実行時に保証会社に保証料をお支払いいただきます。 詳しくは<a href="#">住宅ローン保証料表</a>をご覧ください。</p> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証会社事務手数料 1案件 32,400円</li> <li>・新規実行手数料 1案件 1,080円</li> <li>・住宅ローン金利変更手数料 5,400円 金利引下げの時などにお支払いいただきます。</li> <li>・住宅ローン変更手数料 5,400円 固定金利適用期間終了時に変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年）をご選択いただく時、または、変動金利から固定金利（2年・3年・5年・10年）に変更する時、返済方法等の条件変更の時にお支払いいただきます。</li> <li>・繰上返済手数料 5,400円 ※保証料一括払型で繰上返済等を行った場合、その都度、ご融資時に一括してお支払いいただいた保証料のうち、保証会社所定の利率・計算方法・支払方法により戻し保証料の返戻があります。ただし、戻し保証料が手数料金額に満たない等により、計算の結果により返戻がない場合もあります。</li> <li>・その他変更手数料 5,400円（不動産担保に関する変更は10,800円）</li> </ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<p>ご用意いただく書類については、<a href="#">住宅ローンお申し込み</a>、<a href="#">ご融資時に必要な書類</a>をご覧ください。</p>

☆ 当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては、窓口にお問い合わせください。